

**特定個人情報保護評価書（住民基本台帳に関する事務、地方税の賦課徴収等に関する事務及び予防接種に関する事務）に関するパブリックコメント（意見募集）**

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものです。

一方で、プライバシー等の権利利益の保護の観点から、制度上の保護措置の1つである特定個人情報保護評価を行うことが番号法により義務付けられています。

特定個人情報保護評価は特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

前橋市では、評価書の内容に重要な変更が加わる場合には、特定個人情報保護評価を行うこととしており、さらに、一定規模以上の事務については、評価書の素案を公表し、広く市民の皆さまのご意見を求めるとともに第三者機関の点検を受けることとしています。この評価書について、パブリックコメント（意見募集）を実施しますので、皆様のご意見をお寄せください。

件名	特定個人情報保護評価書（住民基本台帳に関する事務、地方税の賦課徴収等に関する事務及び予防接種に関する事務）に関するパブリックコメント（意見募集）
評価書の変更内容	国が進める自治体情報システムの標準化に伴い、本市システムをガバメントクラウドへ移行することから、リスク対策として講じる所要の措置を追加するもの。
募集期間	令和6年1月10日（水曜日）から 令和6年2月9日（金曜日）まで
閲覧方法	◇紙面での閲覧が可能な場所 ①住民基本台帳に関する事務 ・市庁舎（1階市民課、2階情報公開コーナー） ・各支所、各市民サービスセンター ②地方税の賦課徴収等に関する事務 ・市庁舎（2階収納課、2階情報公開コーナー） ・各支所、各市民サービスセンター ③予防接種に関する事務 ・市庁舎（2階情報公開コーナー） ・保健センター（4階保健予防課） ・各支所、各市民サービスセンター ◇前橋市のホームページ（電子ファイルにて公表）
意見の提出方法	次の1～2のいずれかにより提出してください。（1，2は別紙様式に必要事項を記入し、提出してください。） 1 郵送、FAX、メールにより提出する方法 <b>【提出先】</b> ①住民基本台帳に関する事務 〒371-8601 前橋市大手町二丁目12-1 前橋市役所 市民課 宛て

	<p>FAX :027-243-3906 E-mail:siminka@city.maebashi.gunma.jp</p> <p>②地方税の賦課徴収等に関する事務 〒371-8601 前橋市大手町二丁目12-1 前橋市役所 収納課 宛て FAX :027-221-3125 E-mail:syunou@city.maebashi.gunma.jp</p> <p>③予防接種に関する事務 〒371-0014 前橋市朝日町3-36-17 前橋市保健センター 保健予防課 宛て FAX :027-212-3708 E-mail:vaccination@city.maebashi.gunma.jp</p> <p>2 紙面の閲覧可能な場所の窓口へ直接提出する方法</p>
<p>その他</p>	<p>◇提出の際は、住所・氏名を必ず記入してください。</p> <p>◇ご意見は、市の考え方を整理して公表しますが、個別には回答いたしかねますのでご了承ください。（公表の際、ご意見以外の内容（氏名・住所）は公表しません）</p> <p>◇意見提出の出来る方は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市に住所又は勤務先がある人</li> <li>・本市の学校に在学する人</li> <li>・パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの</li> </ul>
<p>問い合わせ先</p>	<p>①住民基本台帳に関する事務 前橋市役所 市民課 電話 027-898-6106</p> <p>②地方税の賦課徴収等に関する事務 前橋市役所 収納課 電話 027-898-5857</p> <p>③予防接種に関する事務 前橋市保健センター 保健予防課 電話 027-212-3707</p>